

# 公園清掃業務特記仕様書

## 基本事項

市民からの苦情（要望）が来る前に作業が十分行なえるよう工程を組み、受託者は必要な管理体制を整えて公園清掃業務を行う。

受託者は清掃、トイレ清掃、除草を行う作業員（班）が違う場合は、受託会社の社員同士、業務において気がついた事の連絡を取り合い、常に公園を良好な状態に保たなければならない。

担当職員から、苦情処理として連絡が入った場合は早急に対応する。

## 1 清掃作業

### 1-1 全面清掃

1. 清掃は公園利用者、近隣住民および一般通行者・車両等の交通の障害にならないように作業するものとし、危険防止の対策を講じる。特にグラウンド利用者の迷惑とならぬよう混雑時を極力避けて行う。
2. 公園地内のゴミ・犬の糞等、取りこぼしのないようきれいにかき集め、指定箇所に運搬処理する。
3. 日常清掃時に公園内、植込地内、公園周囲の歩道及び公道、側溝等に散乱するゴミや落葉、落枝等も竹ぼうき等によりかき集め、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ土を含めないよう注意する。
4. 公園地内のくず籠、吸殻入れ及びその周囲のゴミを取りこぼしのないようきれいにかき集め、指定箇所に運搬処理する。
5. 手洗場、U字溝、側溝、柵及び排水管等の排水設備の機能を維持するために適宜点検し、溜まった土砂等は適宜除去する。（特に砂場がある公園は手洗場に土砂が溜まりやすいので、清掃時毎回点検を行ない、清掃する）
6. 排水設備の清掃は、梅雨入り前及び秋の台風時期前には必ず清掃を行い良好な状態にする。
7. 公園出入口、外周、花壇周り、階段、フェンス沿い、縁石脇、インターロッキング等に堆積した土砂は、随時、スコップや箒等で取り除き土砂のない状況にすること。
8. 砂場の清掃は、ゴミや落葉がないよう日常清掃時にきれいにかき集め処理する。
9. 清掃時において、目立った雑草等があった場合は直ぐに抜取除草を行う。（特に砂場は雑草が生えやすいので注意する。）
10. 植栽等の中にあるゴミも収集処分する。
11. 植込地のゴミ等は、植物をいためないように注意して取り除き処分する。
12. 薬剤散布後の死んだ毛虫を、取りこぼしがいいようきれいにかき集め処理する。（樹木管理業者も清掃しますが、清掃時にも必ず清掃・処理する。）
13. 遺留品・落し物等があった場合には警察へ引き渡す。
14. 可燃性ゴミと不燃性ゴミは、それぞれ確実に分類し、指定方法により処理する。
15. 清掃時において施設の異常を発見した場合は直ぐに担当職員まで報告をする。

#### 1-2 選択清掃（自然緑地のみ）

1. 落葉、落枝等はなるべくそのまま堆積させて土に還元させる場合には、ゴミ、空き缶などはひとつひとつ取り除き、指定箇所に運搬処理する。
2. その他は「全面清掃」に準ずる。

#### 1-3 不法投棄物の処理

コンクリートガラなど通常のゴミ以外の不法投棄物を発見した場合は、危険の無いよう出来る限り収集し、各管理事務所の産業廃棄物保管場所に持ってくる。（処分は不要）

#### 1-4 トイレ清掃

1. 公園トイレの清掃は、利用者の利便性に配慮し詰まり等はすぐに対処する。
2. 便器、洗面器、鏡の拭き清掃を行う。
3. 水垢、汚れのひどいときは洗剤を使用し清掃する。
4. トイレ、排水口等の詰まりの除去等を行う。
5. 汚物の処理をする。
6. 石鹼水、トイレットペーパー、消臭剤の補充をする。また、ペーパーホルダー内に常時ペーパーがあるように補充する。
7. 天井、壁面は適宜除塵し、クモの巣等が無いようにする。
8. 金属部分は洗剤を使用して汚れを除去し、艶出し磨きを行うこと。
9. トイレ施設等に落書きを発見した場合には、速やかに可能な範囲で消去する。

#### 1-5 池、水路清掃

1. 池、水路清掃に先立って、池、水路内の空き缶、ビニール等を日常清掃時に取除くこと。
2. 池、水路構造物に損傷を与えないように堆積した土砂をすき取る。なお、すき取った土砂は水路付近に残すことのないように、速やかに集積・運搬処理しなければならない。
3. 高圧洗浄車等を使用する場合は、作業中は公園利用者および近隣住民への安全には十分な注意を払うこと。
4. 高圧洗浄車等の重量により、園路が損傷しないよう必要に応じて養生をする。

## 2 除草作業

### 基本事項

1. 除草に先立って作業エリアの空き缶、石、紙屑等の障害物をあらかじめ取除き作業を行う。
2. 公園利用者、近隣住民、および一般通行者・車両等の交通の障害にならないように作業するものとし、危険防止の対策を講じる。
3. 公園外周り、フェンス、インターロッキングの隙間、アスファルトの隙間、縁石脇、園路脇等の雑草は除去すること。
4. 植栽、フェンス等につる草が繁茂した場合は、つる草の根元から切断、抜根を行い、除去する。
5. 草の刈取りは、作業エリアの地形状況等を考慮し、出来るだけ短く刈取り作業を行う。
6. 芝刈込み及び草地・雑草除草は、補助刈り等を含め刈残しがないように行くと共に、その日のうちに運搬処理を行い、刈草等を残さないようにする。
7. 植込み地内は必ず抜取除草（人力除草）にて行い、刈払機等で作業を行ってはならない。

### 2-1 抜取除草（人力除草）

1. 遊具周り、遊具下、ベンチ周り、ベンチ下等の雑草は、公園施設を傷めぬよう注意しカマ等除草器具を用いて根ごと取り除く。
2. 低木や地被類等の植込み地内は既存植物を傷めぬようカマ等除草器具を用いて根ごと取り除く。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も取りの残しのないよう仕上げる。またそれらにからんでいる性雑草もきれいに除去する。
4. 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
5. プランターや花壇内は特にていねいに抜取除草をおこなう。
6. 公園利用者及び隣地等に迷惑がかからないよう十分注意すること。

### 2-2 刈取除草（人力除草）

1. 樹木の根際、フェンス類のまわりなど、機械刈りの不適當または不能の場所は手刈りとする。
2. 既存植物をいためないようカマ等除草器具を用いて、根ぎわより刈り取る。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈りの残しのないよう仕上げる。またそれらにからんでいる性雑草もきれいに除去する。なお、刈高は担当職員と協議する。
4. その他は「抜取除草」に準ずる。

### 2-3 草刈（機械除草）

1. 作業エリアの空き缶、石、紙屑等の障害物をあらかじめ取除き作業を行う。
2. 刈払機の使用など小石等の飛散が考えられる場合は、公園利用者や近隣住宅等に迷惑を及ぼさないように、板柵等により作業範囲を覆うとともに、養生をする。
3. 除草機械を使用する場合は、地形状況を把握して、法面及び境界杭等の構造物に損傷を与えないように作業を行う。（樹木や地比類の植込み地での作業を行ってはならない。）なお、刈高は担当職員と協議する。
4. 刈草は毎日指定箇所運搬集積し、すみやかに処理するとともに刈跡はきれいに清掃する。

5. 作業現場に作業関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、立ち入り禁止を標示する。

## 2-4 芝生地除草

1. 芝刈込みは、垂直・均一に芝生の修景性を考慮し、刈込み作業を行う。
2. 芝刈込みは、芝生地内の樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈残しのないように刈込み、刈取った芝は速やかに芝生地内から取除く。
3. 芝生地においては刈取り除草を行ってはならない。(抜取除草のみ)
4. 雑草は芝生をいためないようカマ等除草器具を用いて、ていねいに1本1本、根を残さないように抜取る。
5. 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
6. 抜根除草において、抜取った雑草は速やかに芝生地内から取除いて運搬処理を行う。

## 3 作業中の安全確保

1. 常に作業の安全に留意し、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
2. 作業中は公園利用者および近隣住民、および一般歩行者・車輛等に清掃作業中であることがはっきり分るように標識等を取り付け、安全には十分な注意を払うこと。
3. 作業中は作業箇所およびその周辺にある既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
4. 作業現場に作業関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板柵・ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。

## 4 跡片付け

作業の完了に際して、一切の受託者の機器及び資材を片付け、かつ撤去し、作業部分を整然とした状態にするものとする。

## 5 事故報告

作業の実施中に事故が発生した場合には、直ちに担当職員に通報するとともに、担当職員が指示する様式で指示する期日までに報告書を提出しなければならない。

## 6 諸法令の遵守

当該業務に関する諸法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の遵守は受託者の責任において行わなければならない。

## 7 苦情等の処理

1. 受託者は、作業実施にあたり公園利用者、地域住民、事業者等との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受託者は、地域住民等からの苦情等があった場合は、遅滞なく担当職員に報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。